

平成25年度徳島県障がい者施策推進協議会 議事録

1 日 時

平成26年3月19日(水)
午後2時～3時30分

2 場 所

徳島県庁10階 大会議室

3 出席者

【委員】(16名)

富澤彰雄(会長), 川端正義(代理出席), 緒方静子, 高原光恵, 矢部佐和子, 藤代和美, 加藤和輝, 富樫一美, 川島成太, 佐々木才子, 堀田正文, 西村三希子, 久米清美, 平光江, 尾方良光(代理出席), 飯田ひとみ

【事務局】

障がい福祉課, 発達障がい者総合支援センター, 健康増進課, 労働雇用課, 建築指導室, 教育委員会特別支援教育課

4 会議次第

i 開会

ii 議事

- (1) 障がい者施策の動向について
- (2) 徳島県障がい者施策基本計画重点施策の進捗状況について
- (3) 平成26年度障がい者施策関連予算について

iii 閉会

【会長】はい、ありがとうございました。それでは、資料及びお話の中からお気づきの点、あるいはご質問、ご感想等々をよろしく願います。言葉を含めて、語句を含めて、いかがでしょうか。私はカタカナは弱いのだが、参考のハナミズキ・西部サテライト整備事業で、左の方で、親の会メンターというのは、説明はちゃんと合っているのか。説明をちょっと、どのことか教えていただきたいのだが。

【事務局】親の会というのと、メンター制度があるということであり、ちょっと省略して書いてあるが、メンター、ここで言うのはペアレントメンターということで、ピアカウンセラーの類になるだろうか。発達障がい児を育てたことのある保護者の方が先輩保護者として、新たに発達障がいというふうに気付かれた方、といった方について、色々フォローして相談に応じたりアドバイスを送ったりするような方を育てていこうということで、私共の方では従来から養成研修という形で実施していた。その方を中心に今メンター協会というものを立ち上げ、例えばグループ相談会だとか、それからシルバー大学校における啓発講座といったものについて役割を担っていただいているというところである。以上です。

【会長】はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。徳島は障害の「害」がひらがなということで動いているが、今日の資料の中でも、漢字の「害」とひらがなの「がい」と、事務局の方で色々、国の事業等々は漢字ですね。徳島はひらがなの「がい」を使っているのも間違いは無いかと思うが。資料2の4ページの一番下の段で、盲学校・聾学校整備事業で、今の話の中で、新しい盲学校・聾学校、視覚・聴覚支援学校整備改築するというのは、26年度の4月からも動くのだが、まだ整備改築、例えば運動場とか、そういうことの意味に捉えて良いのか。

【事務局】はい、特別支援教育課から説明させていただきます。まあ外構工事というか、校舎の方は出来上がるが、その周りの施設というか、まだ残っているので、そこを整備していくということで、26年度も継続の部分が一部あるということです。

【会長】はい、ありがとうございました。委員の方々から、どういうところでも結構です。はい、願います。

【委員】教育委員会にお願いしておきたいのだが、先程の視覚・聴覚の支援学校で、特に視覚・聴覚に障がいのある方があそこで学習するのだから、今後、上に立つ校長さんですね、これはもうしっかりした先生をあてていただいて、知事もこれに力を入れて、全国のモデルの学校にしているのだから、教育委員会にこのところを是非お願いをしておきたいと思う。

【会長】ありがとうございました。他にいかがでしょうか。まあ一般の方々から見て、例えば特別支援教育なのですが、「池田支援学校」とか「国府支援学校」とか、特別が付いている学校は鳴門教育大さんだけですよね。そうすると、うちの学生なんかは、「ど

う違うんだ」っていうことをよく言われる。特別が付くの付かないのどう違うんだとか、まだ高知県とか香川県は、県立は、市立もかな、養護学校で、未だもって養護学校でいっているの、関係者は分かっている、やっぱり一般の方が分かるような語句というのだろうか、そういうものを使わなければいけないのではないかなと思ってまして、もし周りでそういうことがあったら、是非申し出るなり、こういうところあるよっていうことを伝えていただければありがたいと思っている。はい、他にいかがでしょうか。どういうところでも結構です。はい、よろしく願いいたします。

【委員】 11ページの難病者等ホームヘルパーの養成研修というところなんですけども、けっこう難病の方とか知的障がい、身体障がいの方とかもホームヘルパーというのは支援事業所に結構問い合わせがあるんですよね。でも訪問介護事業所をされているところは少ないんです。それで、それにあたっての条件というのが結構たくさんあって、それを満たすことができない事業所というのが結構多いんです。だから利用したいという保護者の数に比べて対応できる事業所というのが意外と少ないんです。だからこの必要な技能を取得したホームヘルパーを養成するというのは確かにいいんですが、養成したヘルパーさんが活躍できる場というのが少ないんですよ。だからそういうのをもう少し改正というか、もう少し起業しやすい、企業がこういう仕事を受けやすい体制とか。やっぱりもう少し広めてほしいんですよ。それとかガイドヘルパーってありますよね。ガイドヘルパーも徳島で介護職されている方で持っている方結構多いんです。私も知的、重度、難病、視覚障がいとガイドヘルパーの資格すべてもっているんですけども、一度も使ったことないんです。それはなんでかという知らない方が結構多いんです。知ってる方は知ってるんですが、知らない方というのはそういう人を利用できるというのを全く知らないんです。私たちにもそういう仕事の依頼がきたことがないんです。だから一応資格は取ったもののやっぱり活用したいんですよ。だから、その資格もっている介護職の人間とか、障がいを持っている方にこういうガイドヘルパーというサービスもありますよ、使えますよというのを県がもっともっとアピールしてくれたら、活躍の幅が広がって、もっと生活しやすいと思うんです。高齢者に走ってしまって、なんか陰に隠れているように思うんです。障がいがある方が使える色んなサービスがあるのに、使えるのに、なんか陰に隠れていてもったいないなあと私はもう何年も前から感じているんです。だからそういうのをもっともっと活用して、活躍できる場があればいいと思うんです。以上です。

【事務局】 ただ今のご意見に関しまして、やはり県といたしましてもそういったサービスとかは、普段はできる限り福祉のしおりとかホームページで広報していますが、ただ今のご意見にありましたように、例えば県民の方でありましても、事業所の方、市町村も含めまして、情報が十分に行き渡るように、制度の十分な周知が図れますように、今後とも取り組んでいきたいと思っております。

【委員】 もう一ついいですか。県内でこういうガイドヘルパーを持ってる人がいるのか、把握というか、資格を持っている人がいるかというデータは出てるんですか。難病とか、

さっき言われたように私もガイドヘルパー持っているんですけど、養成はするものの、徳島県に何人難病のガイドヘルパーはいるのかとか、徳島市とか各市町村、どこそこに何人いるのかとか、データを出しているんですかね。

【事務局】今、データにつきましては持っていませんけれども、研修修了者ということで受講者名簿というのは備えてございます。ただ、それに関しましての公表というのはしていないという状況でございます。

【委員】わかりました。ありがとうございました。

【会長】はい、それでは他にいかがでしょうか。さきほどの難病等で、県の委託を受けて看護協会が喀痰の研修会を年に2回毎年しております、私も講師を担当させていただいておりますが、1回で50人足らずですね。年間100人ぐらい。じゃあその方たちが現場で実際に難病の方の喀痰吸引とか、そういうことをしているかどうかはわかりません。養成とか、色々研修したりするんだけれども、それが活かされるようにしていかなければならないかなと思います。

【委員】そうですね。痰吸引もね、けっこう総合福祉センターとかでも養成してますよね。やっぱり人数制限200人までとか。去年ですかね、私も受講しようかなと思って参加申し込みを出したんですけど、施設で働いている方を優先しますとか、そういうのをしていくんですね。なぜか、そういった施設で喀痰吸引をされる方や病院や特別養護老人ホームとか、そういうところだったら一般の介護職員さんとか、意外とそちらを優先なんです。在宅で喀痰吸引されている方って結構いらっしゃるんです。家族さんが在宅でも、本当にヘルパーさんが来て吸引してもらえたら助かるという意見は多いんですけど、やっぱり資格を取るには、そういった施設を優先されると在宅で入っている訪問介護事業所の方たちは取りたくても、今年ダメだったからまた1年というふうになってくるでしょ。だから定員枠を広げるとか、開催回数を増やすとか、そういったところをお願いできたらというのがあるんですけども、ついこの間も終わったところですよ。

【事務局】今の喀痰吸引の研修でございますが、今私どもの方で行っておりますのは、利用者の方、特定の方で実際に介護される方に関しまして、私ども年2回行っている状況でございます。それで色々実地も伴いますし、安全性も伴いますのでこれを大幅に増やすというのは難しいところでございます。ただ、できるかぎり長い期間で、もし、利用者が途中であらわれた場合に、対応できるような、そういうような形の研修方法に来年から変えていくとか、利用者の方々のご意見をやっぱり踏まえながら徐々に改善していこうと、来年からそういう形に変えていこうと考えております。

【会長】はい、あといかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】資料2の4ページです。とくしま特別支援トータルネットワーク事業の中身につ

いて教えてください。

【事務局】特別支援教育課が説明をさせていただきます。まずボランティア養成ということで、地域で活動するときに障がいのある子どもたちとか、保護者が活動するときに色々な障がいの特性を理解したボランティアの方にそこで活動していただくということが必要な条件になります。そこで、学校の方でたとえば知的障がいのある方の特性、自閉症のある方の特性の理解について、まず知識、講義を行いながら、次に体験。どういった対応の仕方をすればいいかということを経験で、たとえば大学生に学校に来ていただいて、そういった研修をもってそれを先に身につけていただいて、各活動の場の方へ行っていただく。その中には、さきほども言ったように、学習についての知識、教え方についてのそういった基本的なところも含めてわかっているという形で内容になっております。

【委員】はい。知的障がいと、先程おっしゃいました聾学校へは具体的にどのようなNPOに対してとか、どのような方に対してになりますか。

【事務局】はい。聴覚障がいの方に対する研修ということでしょうか。やはりコミュニケーションの仕方ということで、まず手話には限らず、筆記をしたり、場合によっては筆談も含めて、まずコミュニケーションの取り方というのを理解していただくかなければなりませんので、そういった内容も含めて学生等にわかっているという形で派遣をして、活躍していただく。それも講義とか体験も両方あるんですけども、そういった形を含めた内容をわかっているというところを中心にやっています。

【委員】その講義は誰がなさるのでしょうか？

【事務局】その学校にいる教職員が中心になって行います。

【委員】わかりました。

【会長】はい、それでは他の方からご提案等ありますでしょうか。はい、どうぞ。よろしくをお願いします。

【委員】質問なんですけれども、資料5ページになります。とくしま・すだちサポート事業の平成29年度末目標についてなんですけど、高等部卒業生の事業所等への就職率40%と、半分未満の数字ですね。これ分母は何なんでしょうか。卒業生全体なのか、あるいは就職を望まれる方なのかで大分意味合いもかわってきます。40%の分母を教えてください。

【事務局】特別支援学校の就職を希望される方が分母という形で考えていただければと思

います。この技能検定というのは特別支援学校の高等部の生徒を対象とした技能検定ですので、すべての特別支援学校の高等部施設にかかってくるので、そういった形の中で40%という形になります。

【委員】ありがとうございました。

【会長】はい、あといかがでしょうか。視覚・聴覚支援学校で、小・中・高等で、幼稚園というのはどうなっているんですか。幼稚園・保育所ですね。

【事務局】幼稚部のことだと思うんですけども、視覚支援学校、現在の盲学校です。それから聴覚支援学校、現在の聾学校ですけども、2校につきましては幼稚部がございます。そういった形で「等」に含まれております。

【会長】はい、あといかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】資料2の23ページの最後です。国際障がい者スポーツ大会選手派遣事業についてなんですが、パラリンピックは皆さんご存じだと思います。ですが、オリンピック委員会で正式に認められた大会でデフリンピックというのもありますので、デフリンピックのことが抜けているのではないかと思います。付け加えていただくことは可能でしょうか。オリンピックというのは、オリンピック・パラリンピック・デフリンピック、この3つが公式なオリンピックと認められているからです。

【事務局】予算の状況を確認して、今ご発言のあったことの主旨はよくわかりましたので、もう一度確認させていただいて対応させていただければと思います。

【委員】はい、わかりました。

【委員】それは聴覚障がい者だけの大会ですか。

【事務局】そうですね。

【委員】世界的な大会としては、オリンピック・パラリンピック、これで象徴されてるんだろうと思いますよ。

【事務局】はい、今の点もう一度確認させていただきます。

【会長】知的障がいもスペシャルオリンピックスというものが一時ありましたから。今はパラリンピックの中で動いていますので、そういうことになるということです。事実を確かめていただいて、報告をお願い致します。

はい、それではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

【委員】私からは2点ありまして、資料2の1ページの1番ですね。県政広報事業についてなんですけども、今手話または字幕を用いて提供できた広報番組が51本とありまして、平成29年度末目標で全てのテレビ県政広報番組についてということになっているんですけれども、現在県政広報番組というのが全部で何本あるんでしょうかというものが1点と、もう1点が5ページのとくしま・すだちサポート事業のところなんですけども、数値目標の部分で4分野についての技能検定の実施受検者の数が数値目標になっているんですけれども、これって受検すると合格するんですか。それとも受検したらそれが数値目標となっているだけで、合格するかどうかは別問題として考えられているんでしょうか。以上2点をお伺いしたいと思います。

【事務局】県政広報事業についてお答えさせていただきます。現在テレビ会社に委託しております広報番組、これは全て手話または字幕を用いて提供しております。つまりは51本全てが手話もしくは字幕を用いて提供できております。ただし、テレビ会社を通じていないようなインターネット上で広報しているようなものについてはまだ、それができていないというような状況になっております。29年度の目標としましては、全ての県政広報番組について手話または字幕付きで提供するという事になっておりまして、現段階でもできておるわけなんですけれども、今後そういう広報番組が増えたり変わったりすることもございますので、今の状態をずっと続けていきたいということが目標となっております。

【事務局】それでは特別支援教育課から、とくしま・すだちサポート事業についてご説明させていただきます。これにつきましては、各1級から10級まで階級がありまして、それを点数で評価しながら、受けた受検生についてたとえば1級合格とか、4級合格というような形で、すべて受けられた方につきましてはすべてその階級、どの階級に合格しましたということで認定をされます。これにつきましては評価表がありまして、その点数によって階級は決まっております。たとえば、1級から3級の上位につきましては時間制を設けてありまして、その時間内で収まった場合に認定証をお渡しするという、そういう形になっております。以上です。

【会長】はい、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、お願い致します。

【委員】資料2の2ページ目についてなんですけど、一番上の重点施策の数値目標で、数値目標と掲げる場合には、例えば現在120団体を170団体へと、数を増やすということで充実させるという方向はよくわかります。その方向でいくべきか、それともこの120団体の実施内容、質ですね。たとえば120講演こうした交流及び共同学習の実施はしているんですけども、たとえば300人、400人いる学校の中で手を挙げた3、4名の学生が参加したらそれで実施、1団体というふうにカウントされると思いますので、1団体の中の参加率アップですとか、もちろんその中で質の向上は現場の先生方が

努力されていると思うので、その1つ1つの内容の充実も図れる物差しもあったらどうかと思います。以上です。

【事務局】 どうもありがとうございました。確かに数だけではなくて、今よく言われているのは質の問題だと思います。交流及び共同学習においてもやはり障がいのある方と障がいのない方がより質の高い交流を求められているということを国の方も言われておりますので、その質についてもこれから検討してよりアップできるような形に考えていきたいと、考えております。

【会長】 はい、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、それでは議題の1. 2. 3について皆様方からご意見・ご提案、それから確認することもございました。確認して、また報告をお願い致します。それでは来年度の予算も決まっております。この施策推進協議会は今まで1回のところが、今年度2回になりましたので、できるかぎり27年度予算にも生かせるような協議会にできたらなと思っております。それでは最後に議事の4につきまして事務局より報告をお願い致します。

【事務局】 その他としまして、来年度予定しております「障がい福祉計画」の改定についてお願いでございます。本県の障がい者施策に関する計画というのは2つございます。1つは、「徳島県障がい者施策基本計画」。これは本県の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な実行を定めているものでございまして、先程説明致しました資料2、重点・主要施策の実施計画、これが基本計画本体の実施計画にあたるものでございます。これとは別にもう1つ、「障がい福祉計画」というものがございます。これは障がい福祉サービス等の提供体制を国の基本指針に基づきまして、各市町村、各都道府県で計画を立てるものなのですが、この「障がい福祉計画」の現行の計画期間が平成26年度までとなっております。来年度27年度を初年とする新たな計画の策定を行う必要がございます。国の基本指針の案も今月初めに示されております。この「障がい福祉計画」の改定にあたりましては、本協議会の委員の皆様のご意見を伺いながら決めていくこととなります。ですので、来年度複数回お集まりいただく必要があるかと考えておりますので、来年度どうぞよろしくお願い致します。以上でございます。

【会長】 はい、ありがとうございました。以上、事務局で予定しておりました議題及びその他の報告事項が済みました。他にこの機会に何かご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは冒頭申し上げました、今回の議事録の公開内容については私と事務局の方で一任していただいて、ホームページ上で公開とさせていただきますのでよろしくお願い致します。それではこれもちまして本日の会議を終了させていただきます。色々ご意見等ありがとうございました。それでは事務局にマイクをお返し致します。

【事務局】 本日は皆様お忙しいところご出席いただき、また様々な観点から貴重なご意見をいただき、本当にありがとうございました。皆様方からいただきましたご意見・ご提

言、これをもとに致しまして本県の障がい者福祉施策をより一層推進してまいりたいと考えております。今後とも県と致しまして、障がい者福祉施策の動向を常に情報収集させていただき、適切な施策を講じていくことで障がいのある方がいきいきと心豊かに暮らしていける社会をつくる事ができますよう努力してまいりますので、委員の皆様におかれましても、今後とも引き続きご協力お願い申し上げまして、閉会のご挨拶させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【事務局】 以上をもちまして、平成25年度第2回障がい者施策推進協議会を閉会致します。本日は誠にありがとうございました。